

# 令和9年度 和歌山県立学校職員採用候補者選考試験実施要項

和歌山県内の県立学校に勤務する実習助手を募集します。

## 1 募集する職種、採用予定人員及び採用地域

募集する職種	採用予定人員	採用地域
実習助手（農業）	1名程度	県内一円
実習助手（学校司書）	2名程度	
特別支援学校の実習助手	1名程度	

## 2 職務

実習助手（農業）については、実験又は実習等において、教諭の職務を助ける。

実習助手（学校司書）については、学校図書館の運営業務等を行い、教諭の職務を助ける。

特別支援学校の実習助手については、自立活動等における補助業務等を行い、教諭の職務を助ける。

## 3 受験資格

### 実習助手（農業）

次の各号のすべてに該当する人に限る。

- (1) 昭和42年4月2日以降に出生した人
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない人
- (3) 短期大学卒業と同等以上の学歴を有する人で、下記のいずれかに該当する人
  - ・小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭普通免許状を有する人（令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。）
  - ・専門学校の農業に関する学科又はそれに相当する課程を卒業（修了）した人（令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みの人を含む。）
- (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない人

### 実習助手（学校司書）

次の各号のすべてに該当する人に限る。

- (1) 昭和42年4月2日以降に出生した人
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人
- (3) 司書の資格を有する人（令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む。司書教諭及び司書補の資格は該当しない。）
- (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない人

### 特別支援学校の実習助手

次の各号のすべてに該当する人に限る。

- (1) 昭和42年4月2日以降に出生した人
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人
- (3) 言語聴覚士の免許を取得した人又は令和9年3月31日までに行われる言語聴覚士の国家試験により免許取得見込みの人
- (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない人

#### 4 電子申請サービスによる出願

##### (1) 受付期間等

令和8年4月10日(金)10:00 から令和8年4月30日(木)17:30 まで。

※受付期間中に「送信完了」メールを受信したものに限り受け付けます。

※ご使用の機種、環境によっては対応できないことがあります。

※出願者側の機器の停止や通信障害などによるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って出願手続きを行ってください。

##### (2) 出願手続等

和歌山県教育委員会ホームページ「県立学校職員採用候補者選考試験」([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/jissyuu/jissyuu\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/jissyuu/jissyuu_top.html))から「出願はこちら」をクリックして、画面上の指示に従って出願手続きを行ってください。

※電子申請送信後に「no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」から「送信完了」メールが送信されますので、受信できる環境に設定しておいてください。

※送信した出願内容については電子申請サービスによる修正ができません。

修正が生じた場合は、電子申請サービスの受付期間中に一度取消のうえ再度出願してください。

※電子申請サービスによる出願ができない場合は必ず令和8年4月15日(水)までに教職員課(073-441-3650)まで連絡してください。それ以降の対応はできません。

※証明写真をアップロードしていただく必要があります。申込み前3ヵ月以内に撮影した本人の顔写真(脱帽、正面向、無背景、縦横比おおむね4:3)の画像ファイルを申込フォームに添付してください。(「.png、.jpg、.jpeg」の10メガバイトまでのファイルが添付可能)

※病気やケガ等のため受験の際に配慮が必要な人は、その旨を電子申請サービスの「備考」に必ず入力してください。なお、出願後に配慮を必要とする事情が生じた場合には、教職員課まで連絡してください。

※電子申請サービスによる出願については、必ず受験者本人が行ってください。ただし、事情により入力できない人は、教職員課までご相談ください。

※出願内容等に、虚偽の申告があった場合や採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、採用内定の取り消しまたは採用後であれば懲戒処分を行うことがあります。

※出願後、氏名、住所等の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに教職員課まで連絡してください。

※出願内容については、教職員課から電子メールで問い合わせをさせていただくことがあります。「e5003002@pref.wakayama.lg.jp」からの電子メールを受信できる環境に設定しておいてください。

※2つ以上の職種へは出願できません。

※受理した各種申請書等は、一切返却しません。

#### 5 受験票の交付

受験票は、令和8年6月2日(火)以降、電子メールにて出願者あてに送付予定です。

受験票が届かない場合は、速やかに教職員課に問い合わせてください。

なお、受験票(A4サイズの紙に印刷)には電子申請の際にアップロードした写真と同じものを貼付し、受験の際に必ず持参してください。

※出願手続に不備がある場合は、受験票を交付できませんので、注意してください。

#### 6 採用候補者の決定等

選考試験の選考結果は、令和8年7月17日(金)に電子メールにて受験者あてに送付します。

また、同日午前10時以降に和歌山県教育委員会ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

令和8年7月21日(火)を過ぎても結果通知書が届かない場合は、速やかに教職員課にお問い合わせください。

#### 7 選考試験日

令和8年6月13日(土)

(試験開始時刻等については、受験票送付時に通知します。)

- 8 試験会場  
和歌山市内（予定）
  
- 9 試験内容
  - (1) 総合教養
  - (2) 論文（論文題1題）
  - (3) 面接（個人面接）
  
- 10 採用について
  - (1) 採用の時期は、令和9年4月の予定です。
  - (2) 受験資格に定める免許等を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。
  
- 11 問い合わせ先  
和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班  
TEL：073-441-3650